

あきる野市特定教育・保育施設の利用定員について

あきる野市の特定教育・保育施設の利用定員について、下記のとおり受入れを停止したいので、子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、意見を求めます。

記

1 変更日 未定

2 変更内容

特定教育・保育施設の利用定員の変更

公立保育所（すぎの子保育園）の利用定員40人の受入れを停止する。

施設名称	年齢別在園児数														4月1日現在	
	令和5年度							令和6年度(受入れ停止)								
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合計		
すぎの子保育園		0	1	1	1	6	9		0	0	1	1	1	3		
認可定員との比較(空枠)		2	3	9	11	6	31		2	4	9	11	11	37		

3 変更理由

すぎの子保育園の利用定員の減少に伴うもの

4 五日市地区の就学前人口の状況

